

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例

【議案提出担当課：安全安心課】

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）が、令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものです。

1. 改正内容

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金支給額表の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加します。

別表 退職報償金支給額表（第2条関係）

階級	勤続年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

備考：下線部分が今回新しく追加する部分。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によることとします。